

# 大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

## 逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、大和市立の小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

本条は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条第1項の規定により、大和市立小学校及び中学校の大和市非常勤特別職である学校嘱託医及び学校薬剤師が、公務上の業務に従事した際に、死亡又は負傷し、若しくは疾病、障害になった場合に対する損害補償について規定しています。

### (実施機関)

第2条 教育委員会は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

### 【解説】

本条は、教育委員会が本条第1条に規定する損害補償を行うことを規定しています。

### (通知)

第3条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

### 【解説】

大和市立小学校及び中学校の学校嘱託医及び学校薬剤師が、損害補償を受けべき状態となったときは、教育委員会は、損害補償をうけるべき者に対して、

損害補償を受ける権利がある旨を速やかに通知しなければならないことを定めています。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第4条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)の規定の例による。

【解説】

本条は、公務上の災害によって生じた損害補償については、本条例及び、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に規定されています。

(報告等)

第5条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

【解説】

損害補償を行う際に必要な場合は、損害補償を受けようとする者や関係者に報告や文書を提出させ、来てもらったり、医師の診断等を受けさせることができることを定めています。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【解説】

この条例の実施に関して、必要な規則を、別に教育委員会で定められるよう設けています。